長与町農業委員会会議録

令和４年８月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年８月農業委員会総会

１．日時　　令和４年８月２５日（木）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（８名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　６番　岡﨑　道子

７番　原口　司　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（４名）

２番　渡邉　章三　　５番　永田　好紀　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　坂本　秀哉

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第１号報告　農地改良届出報告について

第４　　第２号報告　農地転用専決処分報告について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中８人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、７人出席でございます。

本日の欠席者は、２番　渡邉　章三　委員、５番　永田　好紀　委員、８番　山本　忠典　委員、９番　益冨　雅彦　委員、坂本　秀哉　農地利用最適化推進委員の５人です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議長　それでは、令和４年８月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。１０番　柳原　厚志　委員、１１番　山口　多美子　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件出されています。報告事項は、農地改良届出が１件、農地転用専決処分が３件です。

では、提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。資料につきましては№１をご覧ください。

整理番号　８。申請地　長与町斉藤郷（地番）。地目　休耕地　面積　１６５㎡。農地区分は、農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長与町斉藤郷（地番）、（譲渡人）さん。譲受人が、長与町斉藤郷（地番）、（譲受人）さん。申請目的は、贈与による所有権移転です。備考欄に記載している通り、譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、農業後継者でもある譲受人に贈与するものです。本件については、先月の総会でも審議していただいておりますが、今回、新たに１筆追加されております。譲受人の耕作地は、１２，５８０㎡、労働力は２人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。議案書の２ページをお願いします。図面の右上に（施設名）がございます。（施設名）の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　謙二　推進委員。

推進委員
７番

８月の１７日、９時半からですね、水谷会長、山﨑局長、森さんと渡邉委員そして私５名で現地の確認を行いました。ここはですね、先ほど、局長からも説明があったとおり、先月のですね、議題に載ったところから外れた１個だけですね、追加という形で今回、出てきている、議案だと思います。現地はですね、この頃去年ぐらいまでですかね、ちょこちょこ、野菜なんかを作ってはあったんですけど、この前確認したらですねもう、砂利なんかも、薄く敷いてですね。畑になるかどうかはちょっと分からないんですけど、取りあえずですねどうですかね、（譲渡人）が高齢ということで、それに関しては特に問題はないと思います。こういうところは、農地というよりももう雑種地に当たるんじゃないかなと自分は現地では感じました。これも、贈与することに関しては、特に問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柳原　厚志　委員

１０番

ちょっと確認なんですけど、３ページ、１筆になってますよね。道路側からすればですね。（地番）と、道路側に（地番）。この（地番）も、（譲渡人）さんの土地なんでしょうかね。それから、２ページの地図で見れば、家みたいな囲いがしてあるんですけど、これは何でしょうか、一応確認をしたいと思うんです。よろしくお願いします。

事務局

はい、説明します。まず、２ページと３ページ目なんですが、まず２ページのほうの、赤の丸の上のところの囲いは、家が建っております。これが３ページ目の（地番）のところになります。この（地番）は、（譲渡人）さんの娘さんが家を建てられているところだと思っておりますが、そちらは宅地ですので、その後ろの（地番）のところが、地目的には畑となっている部分になります。以上です。

１０番

はい、わかりました。もうひとつ、３ページの地図で、（地番）ですかね、娘さんの土地ということでしたけど、後ろの（地番）への道はあるんですかね、赤道とか。ちょっと地図上では確認できないんですけど。

事務局

隣の（地番）と（地番）が同一名義人の所有になりますので、赤道とかは特にございませんが、そこで通れるような格好になっております。以上です。

１番　私から少し補足説明したいと思いますけども、基本的に全部その（譲渡人）さんが（譲受人）さんにやるということだったんですけども、子供さんが２人いらっしゃいまして、娘さんとそれで、この１筆だけ残っとったんです、これを全部農地を譲渡せんと、農業者年金の関係がありまして、そういうことでですね、後で申請した形になってます。ですから、実際は、（譲渡人）さんの娘さんの宅地の後ろになりますから、先々の相続またどうなるか分かりませんけども、取りあえず、贈与で（譲受人）さんに全部農地は、移譲をするという形で、少し変則かなと、今言われるように、宅地の後ろにこの一筆あれば、ちょっとどうなのかなという問題もありますけど、そういうことが根底にありますので、取りあえず今回はもう全部相続をした分と、残り１筆の分だけをするということで、今回議案に上がってるということです。

議長　他にご意見・質問はありませんか

【意見･質問無し】

質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。これからは報告事項に移ります。農地改良届の報告について事務局からお願いします。

事務局　それでは、報告いたします。
まず、令和４年８月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。報告事項は農地改良の届出が１件、農地専決処分報告書の届出が３件ございます。
１件目１ページをお開きください。資料につきましては№２をご覧ください。
【農地改良届出】土地の所在等は、長与町斉藤郷（地番）。登記地目　田。現況地目　畑。面積　３４０㎡のうち２５４㎡。同じく、（地番）。登記・現況地目ともに畑。面積　２１８㎡のうち１６２㎡。２筆合計５５８㎡のうち４１６㎡の改良となります。所有者・耕作者ともに、（所有・耕作者）さん。長崎市玉園町（地番）。工事期間は、令和４年５月３日から令和４年７月１２日までとなっており、工事はすでに完了しております。農地改良の目的は、農地

の嵩上げです。約５０㎝の嵩上げを行っております。

届出の場所を申し上げます。２ページをお開きください。図面の右下に（施設名）がございます。（施設名）の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３・４ページで、ご確認いただければと思います。令和４年７月２９日付の農地改良届について、（申請者）さんより提出されております。現地確認を令和４年８月１７日に行ったので報告します。令和４年８月２５日、農業委員　渡邉　章三、農地利用最適化推進委員　坂本　謙二。代読でございます。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員７番　これも同じ、１７日の日に現地を確認したんですけど、（所有・耕作者）さんはですねこちらに住んでないんですけど、このごろかなり荒れた土地があちこちにちょっとあるんですけど、（地区名）のほうにですね、山をですね。去年の暮れぐらいからですかね、山の木を切り出してですね。ずいぶん山林化した農地が、まだきれいにはなってないんですけど、木をきれいに切って持ち出して燃やして。ずいぶん、農地自体がですね、明るくなったなという感じで、少しずつ、農地のほう、手入れですかね、するんじゃないかなあと思ってたところに今度はこの土地の嵩上げということで、前は土地が低かったんですけど、今道路とちょっと、上がったぐらいですかね、作業はものすごくしやすくなったんじゃないかなと思って。これから、休みのたびに、農業をしに来るんかなと思って期待しております。私のほうからは以上です。

議長　ただいまの説明に関して、尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、農地転用専決処分の報告について、事務局からお願いします。

事務局　続きまして農地転用専決処分報告書の届出が３件ございます。すべて農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１件目。報告事項の５ページをお開きください。資料につきましては№３をご覧ください。市街化区域内の農地にかかる転用の届出となります。所有権移転の贈与です。

１．当事者の氏名・住所。譲受人は、（譲受人）さん。長崎市橋口町（地番）。譲渡人は、（譲

渡人）さん。長与町嬉里郷（地番）。２．土地の所在等。嬉里郷（地番）。登記地目　畑。面積０．２５㎡。３．転用計画。転用の目的は、宅地です。

土地の所在地を説明します。６ページをお開きください。嬉里郷にあります（施設名）の東側に位置しており、赤色で表示してある場所が、届出地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、７ページ及び資料にて、ご確認いただければと思います。令和４年に譲受人が土地建物の売買を目的に測量をした結果、平成４年の住宅建設時に施工した擁壁が、隣接地の畑に越境していたことが判明いたしましたので、今回の届出となっております。４．申請日　令和４年８月２日。５．専決処分の日　令和４年８月４日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年８月２５日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇。以上です。

議長　ただいまの説明に関して、尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　２件目です。高田南土地区画整理事業の、住宅用地としての転用の届出、所有権移転の売買となっております。報告事項の８ページをお開きください。資料につきましては№４をご覧ください。１枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、２枚目に造成後の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

１．当事者の氏名・住所。譲受人は、（譲受人）さん。長与町高田郷（地番）です。譲渡人は、（会社名）、大阪市北区（地番）です。２．土地の所在等。届出の筆は１筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積３５８㎡。高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）。面積１７４㎡。４．申請日　令和４年８月５日。５．専決処分の日　令和４年８月５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和４年８月２５日、長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇。以上です。

議長　ただいまの説明に関して、尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

続いて、３件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　３件目です。高田南土地区画整理事業の、住宅用地としての転用の届出、所有権移転の売買となっております。報告事項の９ページをお開きください。資料につきましては、同じく№４をご覧ください。１枚目の街区案内図、及び３枚目の現況写真と仮換地指定図をご参照ください。

１．当事者の氏名・住所。譲受人は、（譲受人）さん。長与町高田郷（地番）。譲渡人は、（譲渡人）さん。長与町高田郷（地番）。２．土地の所在等。届出の筆は１筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積２８７㎡。高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）。面積１５５㎡。この土地につきましては、平成２０年８月２１日に（譲渡人）さんと（譲受人）さんとの間で、定期借地権設定契約を結び建物を建築しております。今回、借地権から売買による所有権移転となりますので、５条の届出を提出されております。４．申請日　令和４年８月３日。５．専決処分の日　令和４年８月９日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和４年８月２５日、長与町農業委員会　事務局長　山﨑　昇。以上です。

議長　ただいまの説明に関して、尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で報告事項を終わります。

次は、行事報告です。事務局お願いします。

【この後、令和４年８月の行事報告が行われた】

９月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　９月２６日（月）９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会します。

長与町農業委員会総会規則第１８条第２項の規定により署名する

長与町農業委員会会長

署名委員

署名委員